

出生・死亡

届出の種類	届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
出生届	出生した日から14日以内 (国外で出生したときは3ヶ月以内)	1. 父または母 2. 同居者 3. 出産に立ち会った医師助産婦またはその他の者の順	住所地、本籍地または出生地の市役所、 <u>窓口センター</u>	- 届書 - 届書の出生証明書に医師（助産婦）の証明 - 届出人の印鑑 - 母子健康手帳 (夜間・休日に届出の場合、お預かりし、後日市民課窓口でお返しします。) - 国民健康保険被保険者証と世帯主名義の預金通帳（加入者のみ） ※命名は常用漢字および人名用漢字の範囲内でつけてください
死亡届	死亡を知った日から7日以内 (国外で死亡したときは3ヶ月以内)	1. 同居の親族 2. その他の同居者 3. 家主・地主または家屋若しくは	住所地、本籍地または死亡地の、市役所、 <u>窓口センター</u>	- 届書 - 届書の死亡診断書に医師の証明 - 届出人の印鑑

	月以内)	土地の管理人 このほかに同居の親族 以外の親族も届出可		▪ 国民健康保険被保険者証と葬祭を行なった方の名義の預金通帳など（加入者のみ） ▪ 年金手帳（国民年金加入者のみ） ▪ 後期高齢者医療被保険者証と葬祭を行なった方の名義の預金通帳など（加入者のみ） ▪ 印鑑登録証(登録者のみ) ▪ 介護保険被保険者証（加入者のみ） ▪ 要介護認定者は、長寿介護課へ
--	------	---	--	---